

その二

何年何月何日
 執 行

何選挙共通投票所投票録

1	共通投票所開設場所						
2	共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日		
3	投票管理者	氏 名	選任年月日	職務時間 午前何時～ 午後何時	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等 職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
5	共通投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖					
6	投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名				
7	投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	電磁的記録式投票機を用いて投票をした者			人	備考		
(2)	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)				
(3)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(4)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(5)	点字により投票をした者	人					
6	電磁的記録式投票機を用いた代理投票	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	
		代理投票者数	人				
7	電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	
		補助を行わせた者の数	人				
8	電磁的記録式投票機を用いた代理投票以外の代理投票	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	
		代理投票者数	人				
9	投票拒否の決定をした者		選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		公職選挙法第50条の投票の拒否					
		公職選挙法第48条の代理投票の拒否					
8	共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名
 我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
 投票立会人 氏 名
 投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 選挙人の氏名のみ記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の開鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 法第13条の2の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行わない場合には、その旨及び法第12条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第86条の4第5項から第7項までに規定する事由が生じた日時を7(1)の欄の「備考」欄に記載すること。
- 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあっては、「6 投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票機及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体及び投票機を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。